明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○道路に関する件
（関東地方整備局一九〇）　一
○道路に関する件
（近畿地方整備局一一五～一一七）　二
○吉井川水系吉井川及び金剛川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件　三
○旭川水系旭川及び百間川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（中国地方整備局四一）　三
○芦田川水系芦田川及び高屋川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同四三）　三
○高梁川水系高梁川及び小田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同四二）　三
○太田川水系太田川、三篠川、根谷川、旧太田川、天満川、元安川及び古川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同四五）　三
○道路に関する件
（四国地方整備局四四～四六）　三
○道路に関する件
（九州地方整備局一一〇、一一一）　三
○道路に関する件
（北海道開発局九七～一〇一）　三

〔公　告〕

諸事項　四

裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人水資源機構武蔵水路改築工事完了、公文書等の管理に関する独立行政法人中小企業基盤整備機構、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、首都高速道路株式会社工事開始、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　七

## 告示

**○関東地方整備局告示第百九十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 大月市梁川町綱ノ上字彦田下八三八番一地内から同市四方津字今井一三八六番一まで | 前 | 二四・八〇～二六・一七メートル | ○○・○一五キロメートル |
| | 後 | 二四・八〇～二五・三一メートル | ○○・○一五キロメートル |
| 上野原市四方津字仲居下一七六二番一まで | 前 | 一〇〇・〇〇～四六・〇七メートル | ○○・○二五キロメートル |
| | 後 | 一〇〇・〇九～六四・九七メートル | ○○・○二五キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号及び二百五十号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 明石市桜町一〇五六番一から同市桜町一〇二四番一まで | 前 | 一八・三五～三五・五四メートル | ○○・二一〇キロメートル |
| | 後 | 一八・三五～三五・五四メートル | ○○・二一〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百七十一号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 高槻市富田丘町二〇〇番三六から同市富田丘町一九三番一まで | 前 | 一六・五四～一七・四四メートル | ○○・一三三キロメートル |
| | 後 | 一六・五四～二〇・八五メートル | ○○・一三三キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所